

20. 精神科救急情報センターの一次対応職員のための対応マニュアル等がありますか？

- ① マニュアル等がある。(可能であれば、採用されているマニュアル・ガイドラインを添付していただければ幸いです。)
- ② マニュアル等を作成中である。
- ③ マニュアル等を作成する予定はない。
- ④ その他 ()

21. 精神科救急情報センターの一次対応職員向けの研修等を行なわれていますか？

- ① 定期的に行っている。
- ② 精神科救急情報センターの運用開始時にのみ行った。
- ③ 行っていない。
- ④ その他 ()

22. 平成13年度(平成13年4月～平成14年3月)の精神科救急情報センターの業務実績についてお教え下さい(この設問は、国庫補助を受けている精神科救急情報センターを設置している自治体のみお答えいただければ結構です)。

相談件数 _____ 件

1) 相談方法

相談方法	総件数	うち夜間・休日
①電話	件	件
②(直接)来所	件	件
③その他	件	件

2) 相談者

相談者	総件数	うち夜間・休日
①本人	件	件
②家族	件	件
③警察	件	件
④消防	件	件
⑤精神科診療所	件	件
⑥一般医療機関	件	件
⑦その他	件	件

3) 対応

対応	総件数	うち夜間・休日
①当日救急・緊急対応を指示	件	件
②翌日以降の対応を指示	件	件
③心の電話相談	件	件
④その他	件	件

23. 精神科救急情報センターの具体的な設置場所について、名称および所在地をお教えてください。
(ここに直接ご記入されずにリスト等を添付していただいても結構です。)

24. 精神科救急情報センター・精神科救急事業の受け付け窓口の運用上、問題となったエピソードや懸念される事項がありましたら、お聞かせください。

25. 夜間・休日時間帯に、精神科救急医療事業以外に、一般の精神科医療のユーザーが利用可能な地域資源（地域生活支援センター、夜間・休日受診可能なクリニック、など）に関する情報について、貴自治体が把握している情報があればご記入ください。

II. 医療保護入院のための移送のシステムについて

貴自治体における医療保護入院の移送制度（法34条）運用の開始年月はいつですか？あてはまる番号に○をおつけのうえ、開始時期あるいは開始予定時期をご記入ください。

- ① 平成1__年__月より開始している。
- ② まだ開始していないが、平成1__年__月より開始する予定。
- ③ まだ開始しておらず、開始予定時期等も未定⇒お差し支えない範囲で、その理由をご記入ください。（理由：

)

この項目（II）の以下の設問には、医療保護入院の移送制度の運用を開始している自治体、ならびに現時点では運用を開始していないが運用開始の予定が確定しており、実際の運用方法がある程度決まっている自治体のみお答えください。（上記で③にご記入された自治体はこの項目の記入は不要です。最後の頁にお進みください）

A. 相談から事前調査終了まで

1. 相談の受付時間をお教えてください。

		運用時間数
平日	_____時～ _____時（24時制でご記入下さい）	_____時間
土曜日	_____時～ _____時（24時制でご記入下さい）	_____時間
日曜・休日	_____時～ _____時（24時制でご記入下さい）	_____時間

2. 医療保護の移送に関わる相談は、どこで受け付けることになっていますか？あてはまるところすべてに○をつけてください。

機関	貴自治体主管の保健所のある地域	貴自治体主管の保健所のない地域（保健所政令市等）
保健所		
精神保健福祉主管課		
精神保健福祉センター		
精神科救急情報センター		
その他		

その他に○をつけられた場合は、受付窓口を担当する機関について、下に具体的にご記入ください。

3. 時間帯によって複数の機関が受付窓口となっている場合は、それぞれの機関の受付時間を下にご記入ください。

- ① 保健所： _____ 時～ _____ 時 (24時制でご記入下さい)
 ② 精神保健福祉主管課： _____ 時～ _____ 時 (24時制でご記入下さい)
 ③ 精神保健福祉センター： _____ 時～ _____ 時 (24時制でご記入下さい)
 ④ 精神科救急情報センター： _____ 時～ _____ 時 (24時制でご記入下さい)
 ⑤ その他の機関： _____ 時～ _____ 時 (24時制でご記入下さい)
 (機関名を具体的にご記入ください)

4. 通常精神保健相談(法47条による)から、移送制度に関する相談に移行するのはどの時点でしょうか?

- ① 相談者から移送制度利用の意思表示があった時点。
 ② 上記(①)を受けて、移送制度の手続について相談機関でよく説明した上で、相談者が利用意思を示した時点。
 ③ 上記(②)を受けて、移送制度の利用を希望するむねの書面(申請書)を記載した時点。
 ④ 相談の内容から事前調査が必要と相談機関が判断した時点。
 ⑤ 事前調査の必要性を判定する機関に情報(相談)があがった時点。
 ⑥ その他()

5. 移送制度の一般への広報について、下記の広報手段のうち採用されているものをお教えてください。あてはまる箇所すべてに○をつけてください。

広報手段	制度導入時	定期的ないし常時
①自治体発行の広報誌		
②インターネットのホームページ		
③一般の新聞・雑誌・ミニコミ誌		
④テレビ・ラジオの広報番組		
⑤行政機関でのポスター掲示・パンフレット配布等		
⑥行政機関主催・協賛の会議や催しにおける広報		
⑦医療機関でのポスター掲示・パンフレット配布等		
⑧その他		

その他に○をつけられた場合は、上記以外に採用されている広報手段について具体的にご記入ください。

6. 事前調査が必要と判断された場合に事前調査を行う（職員を派遣する）機関はどこですか？
あてはまるところすべてに○をつけてください。

機関	貴自治体主管の保健所のある地域	貴自治体主管の保健所のない地域（保健所政令市等）
①保健所		
②精神保健福祉主管課		
③精神保健福祉センター		
④精神科救急情報センター		
⑤その他		

その他に○をつけられた場合は、上記以外に事前調査を行う職員を派遣する機関について、下に具体的にご記入ください。

7. 事前調査についての貴自治体独自のマニュアルやガイドラインがありますか？

- ① マニュアル・ガイドラインがある。（可能であれば、採用されているマニュアル・ガイドラインを添付していただければ幸いです。）
- ② マニュアル・ガイドラインを作成中である。
- ③ マニュアル・ガイドラインを作成する予定はない。
- ④ その他（)

8. 移送への保護者の同意はどのような形で取ることになっていますか？

- ① 必ず書面で同意をとることになっている。
- ② 口頭・電話での同意もありうる。
- ③ その他（)

9. 保護者や扶養義務者となるべき家族がいない事例や家族と連絡がつかない事例を、医療保護入院の移送制度の対象として想定されているでしょうか？

- ① 原則として、上記のような事例は対象として想定していない。
- ② 原則として、上記のような事例は対象として想定していないが、応急入院の適応と考えられる場合（家族と連絡がつかない場合で緊急性の高いケースなど）については応急入院のための移送の対象とすることは想定している。
- ③ 上記のような事例については市区町村長を保護者として医療保護入院の移送を行うことを想定している。
- ④ その他（)

10. 事前調査の結果を受けて、精神保健福祉関係者によるケース検討会議を開催しますか？

- ① 原則として、ケース検討会議を開催。
- ② ケースによってはケース検討会議を開催。
- ③ 原則として、ケース検討会議は開催しない。
- ④ その他 ()

11. 指定医による診察を行う前に（通常の精神保健福祉相談から事前調査までの段階）、以下の医師に、本人宅への訪問・往診を求めることになっていきますか？あてはまるところすべてに○をつけてください。

	原則要請	ケースによって	原則要請しない
対象事例本人のこれまでの担当医・主治医（いる場合）			
保健所嘱託医			
精神保健福祉センター医師			
福祉事務所嘱託医（対象事例本人が生活保護受給者の場合）			

上記以外に訪問・往診を求める医師があれば、下にご記入ください。

3. 指定医の診察実施に関するマニュアル・ガイドラインはありますか？

- ① マニュアル・ガイドラインがある。(可能であれば、採用されているマニュアル・ガイドラインを添付していただければ幸いです。)
- ② マニュアル・ガイドラインを作成中である。
- ③ マニュアル・ガイドラインを作成する予定はない。
- ④ その他 ()

4. 移送制度の対象者について、厚生科学研究「精神障害者の受診促進に関する研究(分担研究者:益子茂)(以下、「益子班」:別添)が示したような指定医の判断基準を採用していますか？

- ① 益子班の判断基準を採用している。
- ② 益子班の判断基準を一部改変(準用)して採用している。(採用されている判断基準を添付していただければ幸いです。)
- ③ 益子班の判断基準とは異なる指定医の判断基準を採用している。(採用されている判断基準を添付していただければ幸いです。)
- ④ 指定医の判断基準は採用しておらず、個々の指定医の裁量に任せている。
- ⑤ その他 ()

5. 移送判定のための診察に警察官の臨場(立会い)を要請できることになっていますか？

- ① 自治体からの要請があれば、警察官が臨場することが関係者と合意されている。
- ② 特に取り決めはないが、要請すれば確実に警察官は臨場してくれる。
- ③ 警察官が臨場してくれるかどうかは、不確実である。
- ④ その他 ()

6. 指定医の診察前や搬送前に、保護者による同意を再確認することになっていますか？

- ① 必ず再確認することになっている。
- ② 特に再確認はしない。
- ③ ケースバイケース。
- ④ その他 ()

C. 搬送について

1. 搬送に際して、鎮静剤の注射などの医学的処置が行われることを想定していますか？

- ① 医学的処置が行われることを想定している。
- ② 原則として、医学的処置は行わないことになっている。

2. 前の設問1で、②（医学的処置を行わないことになっている）と答えられた自治体にお尋ねします。原則として医学的処置を行わないことにしている理由をお教えてください。

- ① 同行する指定医の確保が困難。
- ② 処置用の医薬品等の確保・管理が困難。
- ③ 搬送車両の構造が医学的処置を受けた患者の搬送に適切でない。
- ④ 搬送中の身体管理の危険性が高い。
- ⑤ 身体拘束のみで搬送可能。
- ⑥ その他（ _____ ）

3. 搬送の際に警察官に同乗もしくは同行を要請することはできることになっていますか？

- ① 要請があれば、警察官が同乗もしくは同行することが関係者と合意されている。
- ② 特に取り決めはないが、要請すれば確実に警察官が同乗もしくは同行してくれる。
- ③ 警察官が同乗もしくは同行するかどうかは、不確実である。
- ④ その他（ _____ ）

D. 入院

1. 医療保護入院の移送による入院を受け入れることが予定されている応急入院指定病院の数についてお教えてください。また、（ ）内にそのうち精神科救急医療施設（精神科救急医療の一次受け入れ機能を果たしている病院を指し、後方転送などを受け入れる支援病院は除きます）数をお教えてください。

大学病院

総合病院 _____（ ）

単科精神病院 _____（ ）

大学病院以外の病院

総合病院

国立病院： _____（ ） 都道府県立病院： _____（ ） その他公立病院： _____（ ）

公的病院（日赤・済生会等）： _____（ ） 民間病院： _____（ ）

単科精神病院

国立病院： _____（ ） 都道府県立病院： _____（ ） その他公立病院： _____（ ）

公的病院（日赤・済生会等）： _____（ ） 民間病院： _____（ ）

E. 措置入院との関係

1. 措置入院に関する事前調査の過程で措置入院のための診察が不要と判明した場合に、医療保護入院の移送（法34条）の事前調査へ切り替えることを想定していますか？あてはまるところすべてに○をつけてください。

	原則切り替え	ケースによって	切り替えは想定せず
23条（一般人）			
24条（警察官）			
25条（検察官）			
26条（矯正施設長）			

2. 措置入院のための診察の結果措置要件がないと判明した場合（いわゆる「措置流れ」の事例）に、医療保護入院の移送（法34条）に切り替えることを想定していますか？あてはまるところすべてに○をつけてください。

	原則切り替え	ケースによって	切り替えは想定せず
23条（一般人）			
24条（警察官）			
25条（検察官）			
25条の2（保護観察所長）			
26条（矯正施設長）			
26条の2（精神病院長）			
27条2項（知事の職権）			

3. 前の設問2で、措置診察の結果措置要件がないと判明した場合に、法34条による移送へ切り替える場合があると答えられた自治体のみにお尋ねします。法34条に切り替える際に、改めて事前調査を行いますか。

- ① 改めて法34条に関する事前調査を行う。
- ② 措置診察に関する事前調査で代替。
- ③ その他（

）

4. 前の設問2で、措置診察の結果措置要件がないと判明した場合に、法34条による移送へ切り替える場合があると答えられた自治体のみにお尋ねします。法34条に切り替える際に、改めて（措置診察とは別に）指定医診察を行いますか。

- ① 改めて法34条に関する指定医診察を行う。
- ② 改めて法34条に関する診察は行わず、措置診察と一体化して実施。
- ③ その他（

）

5. 医療保護入院の移送のための診察実施に際して、措置要件（高層階から飛び降りようとする、刃物を持ち出すなど）が生じた場合はどのように対処することになっていますか？

- ① 法27条2項（都道府県知事・指定都市の長の裁量）による措置診察に切り替える。
- ② 現場から警察に連絡し、警察官通報（法24条）により措置診察を行う。
- ③ 原則として、措置診察への移行は想定していない。
- ④ その他（ _____ ）

F. 移送入院後

1. 移送に関する以下の書類を精神医療審査会に提出することになっていますか？あてはまるところすべてに○をつけてください。

なお、すでにご承知のように、法第33条1項（保護者の同意）による医療保護入院の入院届（黄紙）は、精神医療審査会による書面審査の対象とされていますが、法第33条2項（扶養義務者の同意）による医療保護入院や応急入院の入院届は書面審査の対象とされておりません。

	33条1項入院 （保護者同意）	33条2項入院 （扶養義務者同意）	応急入院	提出していない
事前調査票 （自治体職員作成）				
移送記録票 （自治体職員作成）				
診察記録票 （指定医作成）				

2. 入院受け入れ病院の側から、法34条による入院の必要性や妥当性に関して疑義や意見を表明する機会がありますか？

- ① 自治体担当課に直接疑義等を表明可能。
- ② 連絡調整会議等で疑義等を表明可能。
- ③ 事前打ち合わせ等を十分に行うので疑義等は生じない。
- ④ 疑義等がある場合は退院させるので問題は生じない。
- ⑤ 疑義等表明不能。
- ⑥ その他（ _____ ）

3. 前の設問2で疑義等の表明が可能な場合、実際に疑義を表明された事例はありましたか？

- ① なし
- ② あり (_____ 件)

下記に疑義等の具体的内容をご記入ください：

Ⅲ. 医療保護入院のための移送の実績

平成14年10月31日現在の貴自治体における移送制度の実施状況についてお答え下さい。

- ① 平成14年10月31日現在、移送制度は実施されていない
 ② 平成14年10月31日現在、移送制度は実施されている

上記設問で、①とお答えになった自治体は、以下の設問に対するご回答は不要です。最後の頁へお進み下さい。

以下の項目（Ⅲ）では貴自治体における医療保護入院等のための移送制度（法34条）の運用実績についてお答えください。

運用開始後、該当する項目の実績がない場合には「0」（数字のゼロ）を、また移送制度のシステム運用上、該当する項目がシステムの対象外となっている場合には「×」をご記入ください。

A. 平成13年度の実績：平成13年___月___日～平成14年3月31日

（制度運用開始時期をご記入ください、平成12年度中より運用を開始している場合は、4月1日とご記入ください）

（ ）平成13年度未実施の場合は左に○をおつけください。

（⇒その場合はBへ進んでください）

1. 移送制度の運用実績についてお教えください。また夜間・休日における運用実績を右のコラム内にご記入ください。ただし、夜間とは午後5時～翌日午前9時を指します。また、土曜日は休日を含めてお答えください（以下の設問でも同じです）。

平成13年度 実績	件数		うち措置への移行		うち「措置流れ」	
	総件数	夜間・休日	総件数	夜間・休日	総件数	夜間・休日
相談	件	件	-----	-----	-----	-----
事前調査施行	件	件	件	件	-----	-----
指定医診察 実施	件	件	件	件	件	件
搬送実施 (入院)	件	件	-----	-----	件	件

2. 移送制度によって搬送され、入院した事例の入院形態についてお教え下さい。

平成13年度 実績	件数		うち「措置流れ」	
	総件数	夜間・休日	総件数	夜間・休日
保護者同意	件	件	件	件
うち市町村長同意	件	件	件	件
扶養義務者同意	件	件	件	件
応急入院	件	件	件	件

3. 指定医診察を行った措置流れ事例の件数を申請・通報別にお教え下さい。

	総件数	夜間・休日
23条（一般人の申請）		
24条（警察官）		
25条（検察官）		
25条の2（保護観察所の長）		
26条（矯正施設長）		
26条の2（精神病院の長）		
27条2項（都道府県知事の権限）		

4. 指定医診察実施例の診察実施場所（平成13年度実績）についてお教えてください。

- ① 被診察者の居宅：_____件
- ② 警察署：_____件
- ③ 精神科医療機関：_____件
- ④ 身体科医療機関：_____件
- ⑤ 保健所：_____件
- ⑥ その他（具体的にご記入ください）：

5. 指定医診察実施例の主診断についてお教えてください。

平成13年度実績	ICD-10	搬送実施	うち「措置流れ」	搬送不要	措置へ移行
精神分裂病	F2	件	件	件	件
気分障害	F3	件	件	件	件
アルコール・薬物	F1	件	件	件	件
人格障害	F6	件	件	件	件
器質・症状性	F0	件	件	件	件
神経症・ストレス関連・身体表現性障害	F4	件	件	件	件
生理的障害・身体的要因に関連した行動障害	F5	件	件	件	件
発達遅滞	F7	件	件	件	件
心理的発達障害	F8	件	件	件	件
小児・青年期の障害	F9	件	件	件	件

6. 指定医診察が実施された事例について、相談開始（通常精神保健相談から移送制度の利用に関する相談に移行した時点）から指定医診察までの期間をお教えてください。ただし、「措置流れ」事例は除きます。

平成13年度実績	24時間以内	72時間以内	1週間以内	1ヶ月以内	3ヶ月以内	3ヶ月以上
医療保護入院のための搬送実施	件	件	件	件	件	件
搬送不要	件	件	件	件	件	件
措置へ移行	件	件	件	件	件	件

7. 医療保護入院の移送による入院の受入れ実績（平成13年度実績）をお教えてください。また（ ）内にそのうち「措置流れ」の件数をお教えてください。

大学病院

総合病院 _____ ()

単科精神病院 _____ ()

大学病院以外の病院

総合病院

国立病院： _____ () 都道府県立病院： _____ () その他公立病院： _____ ()

公的病院（日赤・済生会等）： _____ () 民間病院： _____ ()

単科精神病院

国立病院： _____ () 都道府県立病院： _____ () その他公立病院： _____ ()

公的病院（日赤・済生会等）： _____ () 民間病院： _____ ()

8. 搬送に際して以下の処置が必要となった事例があれば、その件数をお教えてください。

	件数	うち「措置流れ」	うち「行動制限あり」
行動の制限	件	件	-----
医学的処置	件	件	件
警察官の同乗・同行	件	件	件

行動の制限とは指定医の指示による「身体拘束」等を指します。

医学的処置とは鎮静剤の注射等の医学的処置を指します。

9. 医療保護入院等の移送による入院で、入院後72時間以内に退院（任意入院への形態変更は除く）した事例があれば、その件数をお教えてください。

_____ 件 (うち「措置流れ」 _____ 件)

B. 平成14年度の実績：平成14年__月__日～平成14年10月31日

(平成14年度から新たに移送制度の運用を開始された場合には、運用開始時期をご記入ください)

1. 移送制度の運用実績についてお教えてください。また夜間・休日における運用実績を()内にご記入ください。

平成14年度 実績	件数		うち措置への移行		うち「措置流れ」	
	総件数	夜間・休日	総件数	夜間・休日	総件数	夜間・休日
相談	件	件	-----	-----	-----	-----
事前調査施行	件	件	件	件	-----	-----
指定医診察 実施	件	件	件	件	件	件
搬送実施 (入院)	件	件	-----	-----	件	件

2. 移送制度によって搬送され、入院した事例の入院形態についてお教え下さい。

平成13年度 実績	件数		うち「措置流れ」	
	総件数	夜間・休日	総件数	夜間・休日
保護者同意	件	件	件	件
うち市町村長同意	件	件	件	件
扶養義務者同意	件	件	件	件
応急入院	件	件	件	件

3. 指定医診察実施例の診察実施場所(平成14年度実績)についてお教えてください。

- ① 被診察者の居宅：____件
- ② 警察署：____件
- ③ 精神科医療機関：____件
- ④ 身体科医療機関：____件
- ⑤ 保健所：____件
- ⑥ その他(具体的にご記入ください)：

4. 指定医診察を行った「措置流れ」事例の件数を申請・通報別にお教え下さい。

	総件数	夜間・休日
23条(一般人の申請)		
24条(警察官)		
25条(検察官)		
25条の2(保護観察所の長)		
26条(矯正施設長)		
26条の2(精神病院の長)		
27条2項(都道府県知事の権限)		

5. 指定医診察実施例の主診断についてお教えてください。

平成14年度実績	ICD-10	搬送実施	うち「措置流れ」	搬送不要	措置へ移行
精神分裂病	F2	件	件	件	件
気分障害	F3	件	件	件	件
アルコール・薬物	F1	件	件	件	件
人格障害	F6	件	件	件	件
器質・症状性	F0	件	件	件	件
神経症・ストレス関連・身体表現性障害	F4	件	件	件	件
生理的障害・身体的要因に関連した行動障害	F5	件	件	件	件
発達遅滞	F7	件	件	件	件
心理的発達障害	F8	件	件	件	件
小児・青年期の障害	F9	件	件	件	件

6. 指定医診察が実施された事例について、相談開始（通常精神保健相談から移送制度の利用に関する相談に移行した時点）から指定医診察までの期間をお教えてください。ただし、「措置流れ」事例は除きます。

平成14年度実績	24時間以内	72時間以内	1週間以内	1ヶ月以内	3ヶ月以内	3ヶ月以上
医療保護入院のための搬送実施	件	件	件	件	件	件
搬送不要	件	件	件	件	件	件
措置へ移行	件	件	件	件	件	件

7. 医療保護入院の移送による入院の受入れ実績（平成14年度実績）をお教えてください。また（ ）内にそのうち「措置流れ」の件数をお教えてください。

大学病院

総合病院 _____ ()

単科精神病院 _____ ()

大学病院以外の病院

総合病院

国立病院： _____ () 都道府県立病院： _____ () その他公立病院： _____ ()

公的病院（日赤・済生会等）： _____ () 民間病院： _____ ()

単科精神病院

国立病院： _____ () 都道府県立病院： _____ () その他公立病院： _____ ()

公的病院（日赤・済生会等）： _____ () 民間病院： _____ ()

8. 搬送に際して以下の処置が必要となった事例があれば、その件数をお教えてください。

	件数	うち「措置流れ」	うち「行動制限あり」
行動の制限	件	件	-----
医学的処置	件	件	件
警察官の同乗・同行	件	件	件

行動の制限とは指定医の指示による「身体拘束」等を指します。

医学的処置とは鎮静剤の注射等の医学的処置を指します。

9. 医療保護入院等の移送による入院で、入院後72時間以内に退院（任意入院への形態変更は除く）した事例があれば、その件数をお教えてください。

_____件 （うち「措置流れ」_____件）